

この書面を良くお読みの上、お申し込みください

会員募集要綱

(会員規約)

令和4年版 ver1.1



国際情報セキュリティーマネジメント研究所

一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究所

〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目7-16 岩月ビル B1F

TEL 050-5490-3823 mail : reception@i3sm.or.jp <http://www.i3sm.or.jp>

目次

I3SM のコンセプト	4
当社団の概要	5
事業活動	5
会員（対象事業者）	5
サービスとサービス料金	6
※ Eラーニング会員	6
※ CLIP マーク認証会員	7
会員規約	8
第1条 会員規約の適用	8
第2条 入会及び会員の資格	8
第3条 登録の取消及び会員資格の喪失	8
第4条 会員である期間、退会	9
第5条 登録取消時の料金の取扱	9
第6条 会員の公表	9
第7条 会員の権利	9
第8条 会員の義務	9
第9条 サービス料金	10
第10条 サービス	10
第11条 知的財産権の帰属	11
第12条 サービスの中断又は中止と責任範囲および免責	11
第13条 サービスの変更又は終了と責任範囲および免責	12
第14条 損害賠償	12
第15条 本規約等の変更	12
第16条 反社会的勢力の排除	12
第17条 合意管轄	13
個人情報の取扱いについて	14
1 関係法令・ガイドライン等の遵守	14
2 個人情報の利用目的	14
3 個人データの第三者提供	14
4 個人データの安全管理措置	14

5 保有個人データの開示等の請求等に応じる手続き及び手数料の額.....	15
6 適用除外.....	15
7 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理、保有個人データの開示等の請求等の窓口.....	15
8 事業者の名称、代表者氏名.....	15
9 個人情報提供の任意性.....	15
お申し込み手順.....	16
チャットワークアカウントの作成手順.....	17

i3SM のコンセプト

一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究所（以下、単に「当社団」という）は、本人の個人情報とは本人の身体と並び、医療・介護・保育を構成する重要なものであるとの認識から、医療・介護・保育業及びこれらの業界の水準に準じて個人情報保護に取り組むその他の業界の事業者における改正個人情報保護法の対応について、次の視点から普及・啓蒙活動に取り組んでいます。

- ① 本人からお預りした情報を、本人の身体と同様、大切に取扱う
- ② 本人からの相談・問合せ・苦情に対し、丁寧に向き合う
- ③ 本人のプライバシーに配慮した地域連携により、本人にとって最適な対応を行なう

コロナ禍を体験した現在、テレワークの流れが加速しつつある現在、医療・介護・保育業界においても、様々な業務のオンライン化が避けられない様相を呈しております。医療・介護・保育業界では、多くの従業者、委託先やその他の関係者が複数人で個人情報を取り扱うことから、極めて漏洩しやすい状況にあります。

また、診療録、介護計画や保育計画などの本人に関する情報（個人情報）についての開示請求権やデータ削除権などが本人やその代理人に与えられるなど、我々事業者における体制整備が求められております。

これらの業界の水準に準じて個人情報保護に取り組むその他の業界の事業者においても同様と言えます。

当社団は、事業者がこれまでの活動に加え、個人情報保護法を始めとする各種法規制を遵守したルールを策定し、実施することに、積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

当社団の概要

名 称：一般社団法人国際情報セキュリティーマネジメント研究所（略称：i3SM）

設 立：平成 27 年 12 月 28 日

所在地：〒104-0061 東京都中央区銀座 6 丁目 7-1 6 岩月ビル B1F

役 員：

- 理事長 盛武 隆
- 理 事 小栗豊人
- 理 事 田中真喜

- 顧 問 和田俊一
- 顧 問 高山善一

事業活動

当社団は、国民の健康で文化的な社会生活のため、業務システム及び情報システムのマネジメント技術を用いて、安全・安心かつ継続的な医療・福祉体制の構築支援することを目的として、①医療業界、②介護福祉業界、③保育業界、及び④これらの業界の水準に準じて個人情報保護に取り組むその他の業界の事業者向けに、会員制で、各種サービスをご提供しております。

会員（対象事業者）

当社団では、医療・介護・保育、及びこれらの業界の水準に準じて個人情報保護に取り組むその他の業界の事業者であれば、法人・個人、営利・非営利、職員数、事業規模にかかわらずどのような事業者でも、当社団の趣旨、本要綱を熟読理解し、内容に同意のうえ当社団が会員向けに提供しているサービスの申込み手続きを全て完了した場合、当社団に会員として登録されることにより、当社団の会員（対象事業者）となります。

サービスとサービス料金

※ eラーニング会員

- ・eラーニング会員サービスに申し込み、当社団の承認を得ると、当社団のeラーニング会員となります。
- ・会員サービスの有効期間は、会員申込及びサービス料金をお支払い後、当社団が入会審査にて会員資格の確認後、会員登録簿に記載した日から1年間のとなり、以後毎年1年毎に更新となります。
- ・サービスを停止したい場合には、有効期間最終日の2ヶ月前まで、書面によるeラーニング会員の退会の届出が必要です。退会の届出がない場合には1年ごとに自動的に更新されますので、予めご了承ください。
- ・また、**更新されない場合**、eラーニングシステム上に保存されている全てのデータは、有効期間経過後、3ヶ月を経過した時点で**全て削除されます**ので、ご注意ください。

	従業者数	年間利用料（税込）
eラーニング 会員	人数関係無く	¥49,500-

（紹介割引につきましては、別途当社団にお問い合わせください。）

※ CLIP マーク認証会員

・CLIP マーク認証審査サービスに申し込み、当社団の承認を得ると、当社団の認証会員となります。会員申込・料金お支払いの後、審査日程の調整後、文書審査・実態審査・判定審査を経て、認証の可否を判定致します。（料金は対象範囲の従業者数により設定しております。1500名を超える場合には、別途当社団にお問い合わせください。）

・会員サービスの有効期間は、会員申込及びサービス料金をお支払い後、当社団が入会審査にて会員資格の確認後、会員登録簿に記載した日から1年間のとなり、以後毎年1年毎に更新となります。なお、更新の時点で、従業者数の変更があった場合には、料金に変更されますのでご注意ください。

・CLIP マーク認証会員は、会員期間中、1年毎に、必ずCLIP マーク認証審査を受けなければならないものとする。CLIP マーク認証の有効期間は、認証発行日から次の会員資格の有効期間が切れるまでの間となり、有効期間中に更新審査を受ける必要がありますので、お申し込みにあたっては審査日程を確認するなど、充分にご注意ください。

・サービスを停止したい場合には、有効期間最終日の2ヶ月前まで、書面によるeラーニング会員の退会の届出が必要です。退会の届出がない場合には1年ごとに自動的に更新されますので、予めご了承ください。

認証会員 新規	従業者数	審査料（税込）
	1名～20名	¥126,500-
	21名～100名	¥181,500-
	101名～1500名	¥236,500-

認証会員 更新（1年毎）	従業者数	審査料（税込）
	1名～20名	¥77,000-
	21名～100名	¥104,500-
	101名～1500名	¥132,000-

（割引につきましては、別途当社団にお問い合わせください。）

会員規約

第1条 会員規約の適用

本会員規約（以下単に「本規約」という）は、契約者である対象事業者（第2条に定義）が、一般社団法人国際情報セキュリティマネジメント研究所（以下「当社団」という）が提供するサービス（第10条に定義）を利用するための条件、並びに契約者である対象事業者（以下単に「会員」という）と当社団の間の法律関係を定めることを目的とする。

2 事業者は、本規約を遵守して本サービスを利用するものとし、本規約に同意できない場合、会員資格を喪失し、本サービスの利用はできないものとする。

第2条 入会及び会員の資格

会員になろうとする者（以下に「申請者」という）は、本規約を十分に熟読理解し、本規約の内容、及び認定個人情報保護団体である当社団の対象事業者となることを同意の上、求める会員制度に応じた、別に定める会員申込フォームに必要事項を記載した書類を、当社団に提出し、初回のサービス料金を支払うものとする。

2 当社団は、前項の会員申込フォームを受領し、初回のサービス料金の支払いを確認したときは、別に定めるところにより、会員申込フォームの記載事項について入会審査し、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、会員として登録し、会員登録簿に記載するものとする。会員登録簿に記載した日を会員資格取得の日とし、会員登録簿に記載されているものは当社団の会員となる。

- ①本規約の趣旨に賛同し、個人情報保護法、ガイドライン及び当社団が定める個人情報保護指針に従い、個人情報を適切に取扱うこと
- ②個人情報保護法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に該当しないこと
- ③入会后、会員として順守すべき全ての法規制（個人情報保護法を含む）、及び公序良俗に違反していないこと

3 当社団は、前項各号のいずれかに適合していないと認められる者に対しては、その旨を申請者に通知し、初回のサービス料金を申請者に返金するものとする。

第3条 登録の取消及び会員資格の喪失

当社団は、会員が第2条第2項各号のいずれかに適合しないと認められるに至った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、会員としての登録を取り消し、退会させることができる。

- ①会員申込フォームの記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき
- ②第8条に規定する義務を怠ったとき
- ③サービス料金の支払いを怠ったとき
- ④当社団の運営を妨げる行為、または当社団の信頼を損ねる行為をしたとき
- ⑤個人情報保護法第52条第1項の規定に基づき、当社団の認定業務の対象から除外したとき
- ⑥会員が順守すべき全ての法規制（個人情報保護法を含む）、及び公序良俗に違反した行為をしたとき

2 会員は、上記の理由により、社団から、会員としての登録が取り消され、退会させられた場合には、会員資格を喪

失するものとする。

3 当社団が本条各項の規定により会員の登録を取り消し、退会させ、会員資格を喪失させた場合には、会員であった者に損害が生じても当社団は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社団に損害が生じたときは、会員であった者はその損害を賠償するものとする。

第4条 会員である期間、退会

本規約に基づく会員契約の期間は会員資格取得の日から1年間とする。会員は当社団の行う業務の対象となることを止めようとする場合、会員資格の有効期間最終日の2ヶ月前の日までに当社団に対して書面により退会の届出を通知した場合には、退会となり、会員資格を喪失するものとする。

2 書面による退会の通知がない場合には、会員資格は1年ごとに自動的に更新されるものとする。

第5条 登録取消時の料金の取扱

当社団は、第3条、第4条の規定により会員でなくなった者が、既に、当社団に支払った料金は返納しない。

第6条 会員の公表

会員は、当社団が、個人情報保護法第52条第2項の規定に基づき、会員の氏名又は名称を当社団のホームページ等で公表することに同意するものとする。

第7条 会員の権利

会員は、本人の知り得る状態に置くこととされている認定個人情報保護団体の名称、及び苦情の解決の申出先として当社団を用いることができる。この場合、当社団が苦情の解決を行うため、別途旅費交通費等の費用が発生するときは、会員が負担するものとする。

2 会員は、当社団から個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報提供その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な助言を受けることができる。

3 当社団の会員でない者は、所属する認定個人情報保護団体、及び苦情の解決の申出先として当社団を用いてはならない。

第8条 会員の義務

会員は、当社団が定める個人情報保護指針及び本規約を遵守しなければならない。

2 当社団が、当社団が定める個人情報保護指針を遵守させるために必要な範囲で会員に対して指導、勧告その他の措置を行った場合は、会員は、その措置に従わなければならない。

3 当社団が、会員の個人情報の取扱いに関して本人等から苦情を受けて、会員に対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、会員は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めるとともに、その結果について当社団に報告するものとする。

4 当社団が、個人情報保護法第53条第2項の規定に基づき、会員に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、会員は誠実に対応しなければならない。

5 認証会員は、会員である期間中、毎年1回、必ず当社が行う審査を通じた第三者評価を受けなければならないものとする。ただし、このことは当社が、認証会員に対して CLIP マーク認証の発行することを保証するものでない。

第9条 サービス料金

会員は、会員になるとき及びその後は1年毎に、別に定めるところにより、当社に対し該当するサービス料金を一括前払いにて納入しなければならない。

第10条 サービス

本規約に基づき、当社が会員に提供するサービスは次のものとする。

(1) eラーニング会員に対するサービス

eラーニング会員に対するサービスは、当社の運営するeラーニング会員制度に基づき、当社の運営するeラーニングシステム及びそのコンテンツを利用する権限を提供するサービスである。

会員は本eラーニングシステムを利用するにあたっては、管理責任者を1名選任し、当社に届け出るものとする。当社は、1個の契約において、会員から届け出られた管理責任者に対してeラーニングで使用する管理責任者用のID・パスワード等を当社から提供する。

会員の管理責任者は提供された管理責任者用のID・パスワードを用いて、本eラーニングシステムを利用する自社の従業者全員のID・パスワードを登録するものとする。管理責任者は、登録するID・パスワードについて、第三者が容易に類推されにくいものになるよう配慮し、類推等の懸念がある場合には、懸念が解消されたID・パスワードに、速やかに修正するものとする。

管理責任者及び管理責任者が登録した全従業者は、当社の運営するeラーニングに登録したID・パスワード等の認証情報を、第三者に開示せず、貸与若しくは共有はしないこと。また、認証情報の漏洩や紛失が生じないよう厳重に管理しなければならない。

当社は、所定の認証情報によって本サービスにアクセスされている限り、会員及び会員の従業者自身によるとみなすことができ、第三者によって不正使用がなされた場合も、当社は何ら責任を負わないものとする。

会員は、eラーニングシステムの利用につき、登録したID・パスワード、eラーニングシステム上に保存されているデータ等の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセスや不正利用があったとき及びそのおそれのあるときは、速やかに当社に届け出るものとする。

(2) 認証会員に対するサービス

認証会員サービスは、当社の運営するCLIPマーク認証会員制度に基づき、当社が行う審査を通じた第三者評価を受けることができ、その結果、法令適合性が推定できた場合にCLIPマーク認証の発行を受けることができるサービスである。CLIPマーク認証の有効期間は、認証発行日から次の認証会員資格の有効期間が切れるまでの間となり、有効期間中に更新審査を受ける必要がある。

この審査では、会員が、個人情報保護法に規定された法的義務事項を遵守していることを、会員から提

出された「法令適合自己宣言書」について、会員自身が客観的証拠を示して会員自身の法令適合性を確認・宣言していることを、文書審査、実態審査（オンライン会議システムにより会員の従業者に対してサンプリングによるヒアリング手法により実施される審査）、判定審査を通じて、会員の法令適合性を、当社団又は当社団が指定する者（当社団が別途認定する「公認事前審査員」）が第三者として推定するものである。

審査の結果、法令適合性が推定できた場合は、当社団は、会員が個人情報保護法に規定されている法的義務事項を遵守している事業者であるものと認証し、その証として、当社団より CLIP マーク認証書（DCLIP 個人情報認定団体会員認証）を発行する。

上記の審査は、公認事前審査員による事前審査が行われた場合には、当社団が別途定める公認事前審査制度に基づき、文書審査及び実態審査の一部が軽減されるものとする。

当審査は、会員が作成した法令適合自己宣言の状況を当社団が推定し、この推定の証として CLIP マーク認証書を発行するものであり、当社団が会員の法令適合性を保証するものではないことを了承するものとする。

第 11 条 知的財産権の帰属

第 10 条のサービスにおいて当社団が使用する、プログラム、データベース、レイアウト、並びに、画像、映像、文章及び他のコンテンツに関する著作権、特許権、ノウハウ、及び他一切の知的財産権は、当社団に帰属するものとする。

2 会員は、本サービスの本来の用途に従って、本サービスの利用者として通常の方法によってのみ、前項の知的財産を利用することができ、いかなる方法でも当社団の許諾を得ずにこれらを複製及びリバースエンジニアリングすることはできないものとする。

第 12 条 サービスの中断又は中止と責任範囲および免責

天災地変等の不可抗力、感染症・疫病、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、通信環境の不具合、その他の非常事態など当社団の責に帰し得ない事由による本規約の全て又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が生じた場合等、やむを得ない理由から、サービス中断又は中止が必要な場合、当社団は自らの判断により、当社団のサービスの全部または一部を中断又は中止できるものとする。

2 通信環境の不具合によりオンラインサービスが提供できない場合等、やむを得ない理由から、オンラインサービス提供ができず、オンラインサービスの中断、中止又は日程変更が必要な場合、当社団は自らの判断により、当社団のオンラインサービスの全部または一部を変更、中断、中止又は日程変更できるものとする。

3 サービスを中断又は中止する場合、当社団のホームページ上での告知、または当社団が適当と判断する方法で、その旨を事前に通知または公表する。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

4 当社団のサービスの全部または一部を中断又は中止、オンラインサービスの中断、中止又は日程変更により生じた会員のすべての損害・費用は、当該損害・費用が当社団の故意または重過失によるものでない限り、当社団は一切の責任を負わないものとする。

第13条 サービスの変更又は終了と責任範囲および免責

当社は、会員に予告することなく、本サービスの全部または一部を変更又は終了することができるものとする。

2 当社が提供するサービス及びサービスの変更又は終了により生じた会員のすべての損害・費用は、当該損害・費用が当社の故意または重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとする。

3 当社が提供するサービスの利用に関して、会員と他の会員または第三者との間に紛争が生じた場合には、会員は、当該紛争を自らの責任と費用において解決するものとする。

第14条 損害賠償

当社が責任を負う本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行（契約不適合責任を含む、）不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、責任を負うべき該当期間に当社が受け取った代金の総額を限度とする。

第15条 本規約等の変更

当社は、法改正及び社会情勢等による理由がある場合には、事前に会員に対し具体的変更内容を通知することによって、本規約、サービスの料金を変更できるものとする。尚、当該変更内容の通知は、当社のホームページに掲載する方法または別途当社の定める方法によって行う。

第16条 反社会的勢力の排除

当社は、会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 当社は、会員が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 会員は、会員又は会員の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第一項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第二項各号に該当しないことを確約する。

4 当社団が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、会員に損害が生じても当社団は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社団に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第17条 合意管轄

会員は、本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

個人情報の取扱いについて

1 関係法令・ガイドライン等の遵守

個人情報に関する法令及びその他の関連する規範を遵守します。

2 個人情報の利用目的

本業務にて取得する個人情報は、以下の利用目的でさせていただきます。

- 1 会員の管理、名簿の編集、製版、印刷、製本、配布(会員限定)のため
- 2 料金の請求ならびに支払いの確認のため
- 3 情報提供のため
- 4 各種研修等の案内、送付のため
- 5 必要な場合、会員に対する連絡のため
- 6 サービスや業務の維持・改善、品質の向上を目的とした研究
- 7 その他各種事務連絡のため

3 個人データの第三者提供

個人データは、本人の同意、又は法令に定められた場合を除き第三者に提供することはありません。なお、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人データの取り扱いを委託することがあります。また、個人データの共同利用は行っておりません。

今後、第三者提供を行う事になった場合には、提供する個人データと利用目的などを提示し、本人の同意を得た場合のみ第三者提供を行います。

4 個人データの安全管理措置

漏えい、滅失及び毀損などから個人データを安全管理するため、次の措置を講じます。

(組織的安全管理措置)

整備した取り扱い方法に従って個人データが取り扱われていることを責任者が確認従業員から責任者に対する報告連絡体制を整備

(人的安全管理措置)

個人データの取り扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施個人データについての秘密保持に関する事項を雇用契約時に締結

(物理的安全管理措置)

個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧できないような措置を実施

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止

個人データを取り扱う機器を外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

今後個人データを外国に保管する場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

5 保有個人データの開示等の請求等に応じる手続き及び手数料の額

当社団の保有個人データに関する開示等の請求等の手続き及び手数料の額については、下記7の窓口までお問い合わせください。

6 適用除外

次の事項については、現在該当しておりません。

- ・個人データの第三者提供
- ・個人関連情報の第三者提供
- ・仮名加工情報の作成及び取扱い
- ・匿名加工情報の作成及び取扱い

7 個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理、保有個人データの開示等の請求等の窓口

名称 : 一般社団法人国際情報セキュリティーマネジメント研究所
窓口名 : 個人情報保護管理者 小栗豊人
住所 : 〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目7-16 岩月ビル B1F
TEL : 050-5490-3823 eメール : reception@i3sm.or.jp
HP : <https://www.i3sm.or.jp/>

8 事業者の名称、代表者氏名

一般社団法人国際情報セキュリティーマネジメント研究所
代表理事 盛武 隆

9 個人情報提供の任意性

会員から当社団に提供して頂く個人情報は任意です。ただし、必要項目をご提供頂けない場合、適切なサービスが提供できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

お申し込み手順

- (1) お問い合わせ
 - ・電話又はメールにて問合せください。

- (2) お申込み
 - ・当社団のホームページ上の会員申込フォームからお申込みください。
 - ・お申し込み後、サービス料金のお支払ください（一括前払い）。

- (3) 会員資格の審査
 - ・当社団による会員資格の審査に合格すると、会員資格が取得できます。

- (4) サービス利用開始
 - ・お申し込みのサービスの利用が可能となります。
 - ・当社団とのコミュニケーションは、原則、チャットワークにより行います。次項の「チャットワークアカウントの作成手順」をお読みの上、チャットワークアカウントの設定をお願い致します。

- (5) 会員資格の更新（サービス利用継続）
 - ・会員資格の有効期間最終日の2ヶ月前の日までに当社団に対して書面により退会の届出を通知しない場合、会員資格は1年ごとに自動的に更新されます。

チャットワークアカウントの作成手順

当社団、一般社団法人 国際情報セキュリティーマネジメント研究所 (i3SM) では、安全なプライバシーとセキュリティ確保の観点から、サービス提供にあたって行うお客様とのやり取りについてはビジネスチャットの「Chatwork (チャットワーク)」を使用して行っております。

■ Chatwork (チャットワーク) の主な機能

- ・チャット
- ・ファイル送信
- ・ビデオ/音声通話
- ・画面共有

入会后、当社団と会員とのコミュニケーションは、原則、チャットワークを使用して行います。会員資格取得後、当社団より会員専用の「グループチャット」参加へのご案内させていただきます。ご案内に従って、会員専用の「グループチャット」にご参加ください。

すでに Chatwork アカウントをお持ちの場合は、お持ちのアカウントを使用してログインして参加してください。Chatwork アカウントをお持ちでない場合は、新規登録してご参加可してください。